

令和 8 年度

飯能市 一般会計 特別会計 予算

議案第 29 号

令和 8 年度 飯 能 市 一 般 会 計 予 算

令和 8 年度飯能市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 32,670,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月27日提出

飯能市長 新井重治

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		13,038,462
	1 市 民 税	5,506,224
	2 固 定 資 産 税	5,925,514
	3 軽 自 動 車 税	240,151
	4 市 た ば こ 税	469,000
	5 鉱 産 税	1,010
	6 入 湯 税	1,500
	7 都 市 計 画 税	891,963
	8 旧 法 に よ る 税	3,100
2 地 方 譲 与 税		282,500
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	42,500
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	159,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	81,000
3 利 子 割 交 付 金		20,000
	1 利 子 割 交 付 金	20,000

(単位：千円)

款	項	金 額
4 配 当 割 交 付 金		110,000
	1 配 当 割 交 付 金	110,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		140,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	140,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		150,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	150,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,010,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,010,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		147,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	147,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		1
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	1
10 地 方 特 例 交 付 金		147,400
	1 地 方 特 例 交 付 金	147,400
11 地 方 交 付 税		4,900,000
	1 地 方 交 付 税	4,900,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		10,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	10,000

13 分担金及び負担金		156,016
	1 負担金	156,016
14 使用料及び手数料		336,490
	1 使用料	199,222
	2 手数料	137,268
15 国庫支出金		5,500,710
	1 国庫負担金	4,377,420
	2 国庫補助金	1,099,942
	3 委託金	23,348
16 県支出金		2,395,713
	1 県負担金	1,470,330
	2 県補助金	764,266
	3 委託金	161,117
17 財産収入		197,908
	1 財産運用収入	60,836
	2 財産売却収入	137,072
18 寄附金		152,101
	1 寄附金	152,101
19 繰入金		722,365
	1 特別会計繰入金	55,985

(単位：千円)

款	項	金額
	2 基金繰入金	666,380
20 繰越金		650,000
	1 繰越金	650,000
21 諸収入		703,834
	1 延滞金、加算金及び過料	10,001
	2 市預金利子	1,095
	3 貸付金元利収入	100,854
	4 受託事業収入	140,136
	5 収益事業収入	80,000
	6 雑収入	371,748
22 市債		899,500
	1 市債	899,500
歳入	合計	32,670,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		230,078
	1 議 会 費	230,078
2 総 務 費		3,519,967
	1 総 務 管 理 費	2,786,023
	2 徴 税 費	393,307
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	239,441
	4 選 挙 費	51,552
	5 統 計 調 査 費	21,502
	6 監 査 委 員 費	28,009
	7 行 政 不 服 審 査 費	133
3 民 生 費		14,280,277
	1 社 会 福 祉 費	6,103,308
	2 児 童 福 祉 費	6,320,117
	3 生 活 保 護 費	1,835,019
	4 災 害 救 助 費	4
	5 国 民 年 金 費	21,829
4 衛 生 費		2,970,295
	1 保 健 衛 生 費	1,001,072

(単位：千円)

款	項	金額
	2 環 境 費	369,400
	3 清 掃 費	1,599,823
5 勞 働 費		2,049
	1 勞 働 諸 費	2,049
6 農 林 水 産 業 費		311,406
	1 農 業 費	129,452
	2 林 業 費	181,954
7 商 工 費		621,488
	1 商 工 費	621,488
8 土 木 費		2,612,566
	1 土 木 管 理 費	143,166
	2 道 路 橋 り よ う 費	492,764
	3 河 川 費	3,475
	4 都 市 計 画 費	1,862,341
	5 住 宅 費	110,820
9 消 防 費		1,402,377
	1 消 防 費	1,402,377

10	教 育 費		3,693,751
	1	教 育 総 務 費	708,834
	2	小 学 校 費	1,374,738
	3	中 学 校 費	304,943
	4	幼 稚 園 費	185,198
	5	社 会 教 育 費	335,706
	6	保 健 体 育 費	784,332
11	災 害 復 旧 費		2
	1	農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1
	2	土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1
12	公 債 費		2,975,744
	1	公 債 費	2,975,744
13	予 備 費		50,000
	1	予 備 費	50,000
		歳 出 合 計	32,670,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
情報システム整備事業	19,800 ^{千円}	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
第2庁舎除却事業	55,800	同上	同上	同上
飯能中央地区行政センター等複合施設整備事業	4,500	同上	同上	同上
総合福祉センター施設整備事業	23,000	同上	同上	同上
児童福祉施設整備事業	2,300	同上	同上	同上
飯能第一小学校放課後児童クラブ等複合施設整備事業	1,700	同上	同上	同上
市道整備事業	49,500	同上	同上	同上
橋りょう整備事業	32,400	同上	同上	同上
地区計画整備事業	11,200	同上	同上	同上
街路整備事業	31,500	同上	同上	同上
市営住宅整備事業	16,900	同上	同上	同上
小学校施設整備事業	11,500	同上	同上	同上
飯能第一小学校等複合施設整備事業	639,400	同上	同上	同上
計	899,500			

議案第 30 号

令和 8 年度飯能市国民健康保険特別会計予算

令和 8 年度飯能市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8, 5 5 4, 3 1 2 千円と定める。

2 南高麗診療所勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 7, 5 1 6 千円と定める。

3 名栗診療所勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 1, 4 4 6 千円と定める。

4 事業勘定、南高麗診療所勘定及び名栗診療所勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月27日提出

飯能市長 新井重治

第1表 歳入歳出予算

事 業 勘 定

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		1,895,326
	1 国民健康保険税	1,895,326
2 使用料及び手数料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		8,278
	1 国 庫 補 助 金	8,278
4 県 支 出 金		6,152,299
	1 県 補 助 金	6,152,298
	2 財 政 安 定 化 基 金 交 付 金	1
5 財 産 収 入		106
	1 財 産 運 用 収 入	106
6 繰 入 金		462,308
	1 他 会 計 繰 入 金	453,222
	2 基 金 繰 入 金	9,086
7 繰 越 金		20,000
	1 繰 越 金	20,000

(単位：千円)

款	項	金額
8 諸 収 入		15,994
	1 延滞金、加算金及び過料	10,054
	2 貸付金元利収入	400
	3 雑 入	5,540
歳 入	合 計	8,554,312

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		53,880
	1 総 務 管 理 費	32,007
	2 徴 税 費	21,264
	3 運 営 協 議 会 費	609
2 保 険 給 付 費		6,063,578
	1 療 養 諸 費	5,221,721
	2 高 額 療 養 費	819,800
	3 移 送 費	50
	4 出 産 育 児 諸 費	15,507
	5 葬 祭 諸 費	6,500
3 国民健康保険事業費納付金		2,302,593
	1 医 療 給 付 費 分 納 付 金	1,521,721
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分 納 付 金	542,594
	3 介 護 納 付 金 分 納 付 金	182,895
	4 子 ども ・ 子 育 て 支 援 金 納 付 金	55,383
4 保 健 事 業 費		80,983
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	57,400
	2 保 健 事 業 費	23,583

(単位：千円)

款	項	金額
5 基金積立金		107
	1 基金積立金	107
6 諸支出金		47,171
	1 償還金及び還付加算金	47,171
7 予備費		6,000
	1 予備費	6,000
歳出	合計	8,554,312

南 高 麗 診 療 所 勘 定

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 診 療 収 入		31,575
	1 外 来 収 入	24,442
	2 そ の 他 の 診 療 収 入	7,133
2 使 用 料 及 び 手 数 料		203
	1 使 用 料	73
	2 手 数 料	130
3 繰 入 金		24,571
	1 他 会 計 繰 入 金	24,571
4 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
5 諸 収 入		167
	1 雑 入	167
歳 入	合 計	57,516

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		13,463
	1 施 設 管 理 費	13,463
2 医 業 費		43,053
	1 医 業 費	43,053
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	57,516

名 栗 診 療 所 勘 定

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 診 療 収 入		27,558
	1 外 来 収 入	22,389
	2 そ の 他 の 診 療 収 入	5,169
2 使 用 料 及 び 手 数 料		124
	1 使 用 料	40
	2 手 数 料	84
3 繰 入 金		31,649
	1 他 会 計 繰 入 金	31,649
4 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
5 諸 収 入		1,115
	1 雑 入	1,115
歳 入	合 計	61,446

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		34,811
	1 施 設 管 理 費	34,811
2 医 業 費		25,635
	1 医 業 費	25,635
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	61,446

議案第 3 1 号

令和 8 年度飯能市笠縫土地区画整理特別会計予算

令和 8 年度飯能市の笠縫土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 3 2, 9 0 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 9, 0 0 0 千円と定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

飯能市長 新 井 重 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 保 留 地 処 分 金		10,000
	1 保 留 地 処 分 金	10,000
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 使 用 料	1
3 国 庫 支 出 金		28,012
	1 国 庫 補 助 金	28,012
4 財 産 収 入		1
	1 財 産 売 払 収 入	1
5 繰 入 金		234,470
	1 一 般 会 計 繰 入 金	234,470
6 繰 越 金		10,000
	1 繰 越 金	10,000
7 諸 収 入		18
	1 雑 入	18
8 市 債		50,400
	1 市 債	50,400

歳	入	合	計	332,902
---	---	---	---	---------

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		31,245
	1 総 務 管 理 費	31,245
2 事 業 費		159,707
	1 事 業 費	159,707
3 公 債 費		140,950
	1 公 債 費	140,950
4 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	332,902

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	50,400 ^{千円}	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
計	50,400			

議案第 3 2 号

令和 8 年度飯能市双柳南部土地区画整理特別会計予算

令和 8 年度飯能市の双柳南部土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 7 2 , 0 3 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0 , 0 0 0 千円と定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

飯能市長 新 井 重 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 保 留 地 処 分 金		25,000
	1 保 留 地 処 分 金	25,000
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 使 用 料	1
3 国 庫 支 出 金		46,002
	1 国 庫 補 助 金	46,002
4 財 産 収 入		1
	1 財 産 売 払 収 入	1
5 繰 入 金		140,232
	1 一 般 会 計 繰 入 金	140,232
6 繰 越 金		5,000
	1 繰 越 金	5,000
7 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
8 市 債		55,800
	1 市 債	55,800

歳	入	合	計	272,037
---	---	---	---	---------

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		414
	1 総 務 管 理 費	414
2 事 業 費		215,984
	1 事 業 費	215,984
3 公 債 費		54,639
	1 公 債 費	54,639
4 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	272,037

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	55,800 ^{千円}	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
計	55,800			

議案第 33 号

令和 8 年度飯能市岩沢北部土地区画整理特別会計予算

令和 8 年度飯能市の岩沢北部土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 184,873 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、19,000 千円と定める。

令和 8 年 2 月 27 日提出

飯能市長 新井重治

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 保 留 地 処 分 金		1
	1 保 留 地 処 分 金	1
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 使 用 料	1
3 国 庫 支 出 金		15,582
	1 国 庫 補 助 金	15,582
4 財 産 収 入		1
	1 財 産 売 払 収 入	1
5 繰 入 金		141,087
	1 一 般 会 計 繰 入 金	141,087
6 繰 越 金		5,000
	1 繰 越 金	5,000
7 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
8 市 債		23,200
	1 市 債	23,200

歳	入	合	計	184,873
---	---	---	---	---------

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		332
	1 総 務 管 理 費	332
2 事 業 費		108,981
	1 事 業 費	108,981
3 公 債 費		74,560
	1 公 債 費	74,560
4 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	184,873

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	23,200 ^{千円}	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
計	23,200			

議案第34号

令和8年度飯能市岩沢南部土地区画整理特別会計予算

令和8年度飯能市の岩沢南部土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ451,935千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、107,000千円と定める。

- 2 -

令和8年2月27日提出

飯能市長 新井重治

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 保 留 地 処 分 金		1
	1 保 留 地 処 分 金	1
2 使 用 料 及 び 手 数 料		3
	1 使 用 料	3
3 国 庫 支 出 金		80,386
	1 国 庫 補 助 金	80,386
4 財 産 収 入		1
	1 財 産 売 払 収 入	1
5 繰 入 金		231,443
	1 一 般 会 計 繰 入 金	231,443
6 繰 越 金		5,000
	1 繰 越 金	5,000
7 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
8 市 債		135,100
	1 市 債	135,100

(単位：千円)

款	項	金 額
歳 入	合 計	451,935

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		5,508
	1 総 務 管 理 費	5,508
2 事 業 費		316,416
	1 事 業 費	316,416
3 公 債 費		129,011
	1 公 債 費	129,011
4 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	451,935

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
西武池袋線元加治第4号踏切改良工事委託料	令和9年度から令和10年度まで	千円 513,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	千円 135,100	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
計	135,100			

議案第 35 号

令和 8 年度 飯能市 介護保険特別会計 予算

令和 8 年度飯能市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7, 494, 689 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400, 000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の
流用

令和8年2月27日提出

飯能市長 新井重治

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 保 險 料		1,782,804
	1 介 護 保 險 料	1,782,804
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		1,348,416
	1 国 庫 負 担 金	1,224,555
	2 国 庫 補 助 金	123,861
4 支 払 基 金 交 付 金		1,962,259
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,962,259
5 県 支 出 金		1,103,743
	1 県 負 担 金	1,075,406
	2 県 補 助 金	28,337
6 財 産 収 入		7,774
	1 財 産 運 用 収 入	7,774
7 繰 入 金		1,279,339
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,078,028

(単位：千円)

款	項	金額
	2 基金繰入金	201,311
8 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
9 諸収入		353
	1 延滞金、加算金及び過料	11
	2 雑入	342
歳入	合計	7,494,689

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		103,073
	1 総 務 管 理 費	3,413
	2 徴 収 費	9,535
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	82,624
	4 事 業 計 画 策 定 委 員 会 費	7,501
2 保 険 給 付 費		7,076,800
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	6,500,000
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	209,680
	3 そ の 他 諸 費	4,500
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	190,220
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	22,050
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	150,350
3 地 域 支 援 事 業 費		245,320
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	156,241
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	34,203
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	54,500
	4 そ の 他 諸 費	376

(単位：千円)

款	項	金額
4 基金積立金		7,775
	1 基金積立金	7,775
5 公債費		3,288
	1 公債費	3,288
6 諸支出金		54,433
	1 償還金及び還付加算金	3,211
	2 繰出金	51,222
7 予備費		4,000
	1 予備費	4,000
歳出	合計	7,494,689

議案第36号

令和8年度飯能市後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度飯能市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,672,235千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月27日提出

飯能市長 新井重治

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		1,383,865
	1 後期高齢者医療保険料	1,383,865
2 繰入金		282,234
	1 一般会計繰入金	282,234
3 繰越金		700
	1 繰越金	700
4 諸収入		5,436
	1 延滞金、加算金及び過料	251
	2 償還金及び還付加算金	5,150
	3 雑入	35
歳入	合 計	1,672,235

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		15,834
	1 総 務 管 理 費	12,045
	2 徴 収 費	3,789
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,650,251
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,650,251
3 諸 支 出 金		5,150
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,150
4 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	1,672,235

議案第 37 号

令和 8 年度飯能市訪問看護ステーション特別会計予算

令和 8 年度飯能市の訪問看護ステーション特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 41,461 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

飯能市長 新 井 重 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 訪 問 看 護 収 入		18,336
	1 訪 問 看 護 収 入	13,792
	2 介 護 支 援 収 入	4,544
2 使 用 料 及 び 手 数 料		352
	1 使 用 料	352
3 繰 入 金		21,718
	1 一 般 会 計 繰 入 金	21,718
4 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
5 諸 収 入		55
	1 雑 入	55
歳 入	合 計	41,461

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		26,631
	1 総 務 管 理 費	26,631
2 事 業 費		13,830
	1 事 業 費	13,830
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	41,461

議案第38号

令和8年度飯能市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度飯能市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	38,603戸
(給水世帯数)	(36,916世帯)
(2) 年間総配水量	9,634,600 m ³
(3) 1日平均配水量	26,396 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
イ 老朽管布設替事業	326,100千円
ロ 配水管網整備事業	108,000千円
ハ 取水・浄水・配水施設等整備事業	280,900千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	1,809,559千円	
第1項 営業収益	1,451,847千円	
第2項 営業外収益	357,390千円	
第3項 特別利益		322千円

	支	出
第1款 水道事業費用	2,022,935	千円
第1項 営業費用	1,956,532	千円
第2項 営業外費用	55,841	千円
第3項 特別損失	562	千円
第4項 予備費	10,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額528,171千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額62,867千円、過年度分損益勘定留保資金465,304千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入	601,826	千円
第1項 企業債	460,000	千円
第2項 負担金	141,826	千円

	支	出
第1款 資本的支出	1,129,997	千円
第1項 建設改良費	868,980	千円
第2項 企業債償還金	261,017	千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	県水受水場機械設備更新事業	200,000 千円	令和8年度	80,000 千円
				令和9年度	120,000 千円

1 資本的支出	1 建設改良費	県水受水場電気設備更新事業	80,000 千円	令和 8 年度	32,000 千円
				令和 9 年度	48,000 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
老朽管布設替事業	千円 201,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、企業財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
取水・浄水・配水施設等整備事業	259,000	同上	同上	同上
計	460,000			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

186,777千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、133,158千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、22,029千円と定める。

令和8年2月27日提出

飯能市長 新井重治

議案第39号

令和8年度飯能市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度飯能市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	26,530戸
(2) 年間有収水量	5,983,000 m ³
(3) 1日平均有収水量	16,392 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
イ 未普及対策事業	46,710千円
ロ 老朽化対策事業	329,900千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益	2,173,740千円	
第1項 営業収益	1,484,935千円	
第2項 営業外収益	600,805千円	
第3項 附帯事業収益	88,000千円	

	支	出
第1款 下水道事業費用	2, 105,	335千円
第1項 営業費用	1, 854,	129千円
第2項 営業外費用	180,	005千円
第3項 附帯事業費用	60,	951千円
第4項 特別損失		250千円
第5項 予備費	10,	000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額462, 037千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6, 198千円、過年度分損益勘定留保資金55, 325千円、当年度分損益勘定留保資金400, 514千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入	578,	441千円
第1項 企業債	215,	300千円
第2項 負担金及び分担金	66,	311千円
第3項 他会計補助金	137,	460千円
第4項 国庫補助金	159,	370千円
	支	出
第1款 資本的支出	1, 040,	478千円
第1項 建設改良費	458,	507千円
第2項 企業債償還金	581,	971千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
飯能市公共下水道飯能市浄化センター更新 工事に関する協定（管理本館）	令和9年度～令和10年度	981,600千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 215,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、企業財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
計	215,300			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 116,418千円

（他会計からの補助金）

第10条 一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、137,460千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,082千円と定める。

令和8年2月27日提出

飯能市長 新井重治